平成２４年（フ）第３２８号
北九州市八幡西区木屋瀬５丁目８番12号
債務者　田中産業こと　田中　　明
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３３７号
北九州市八幡西区青山２丁目11番１―502号
債務者　井上　由美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４４号
盛岡市黒石野１丁目３番22号
債務者　西野　道枝
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３９２号
神戸市北区ひよどり台５丁目８番地　市営ひよどり台住宅56―407号
債務者　向井千津子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３０号
兵庫県三田市中央町18番12号
債務者　辛島　伴子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４７号
神戸市中央区橘通４丁目２番22号　橘第２ビル302号、従前の住所神戸市東灘区森北町６丁目４番13号
債務者　和風ビストロ麻こと四季楽彩朝山こと朝山雄史こと　朝山　　武
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４８号
神戸市中央区橘通４丁目２番22号　橘第２ビル302号、従前の住所神戸市東灘区森北町６丁目４番13号
債務者　朝山　恭子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４９号
神戸市須磨区大田町２丁目２番７―702号
債務者　清水　俊輔
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５５号
神戸市長田区高取山町２丁目22番６―803号
債務者　水原　大介
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１号
奈良市中登美ケ丘４丁目２番地17―106号
債務者　上松　広明
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４１号
山口県岩国市玖珂町4907番地３　１―508
債務者　阿部　敏夫
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４６号
山口県岩国市南岩国町１丁目４番12―202号
債務者　小野坂治国
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４７号
山口県岩国市元町３丁目11番13―404号
債務者　細井　一成
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４８号
山口県岩国市錦見８丁目14番28号
債務者　鶴長　　忠
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５２号
山口県岩国市岩国５丁目５番23―204号
債務者　ナポリターノ路子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第８号
佐賀県唐津市北波多稗田1938番地１
債務者　西山美代子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４８号
佐賀県唐津市和多田南先石６番33号
債務者　藤田　照美
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部